

**浜の活力再生プラン
(第2期)**

1 地域水産業再生委員会

組織名	宮城県北部地区地域水産業再生委員会（漁船漁業 1104009）
代表者名	会長 高橋 一郎

再生委員会の構成員	気仙沼市、南三陸町、宮城県水産業経営支援協議会、気仙沼漁業協同組合、宮城県漁業協同組合
オブザーバー	宮城県

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	宮城県北部地域一円（気仙沼市・南三陸町） 漁船漁業者合計 598 名 (火光利用敷網漁業 64 名、おきあみ 1 そうびき機船船びき網漁業 45 名、かじき等流し網 16 名、すくい網漁業 22 名、さより機船船びき網漁業 14 名、刺網漁業 466 名、いかつり漁業 10 名、定置漁業 30 名、さんま棒受網漁業 6 名、せん漁業 552 名他) ※ 1 経営体が複数漁業（養殖業含む）を兼業しているため、漁業種類別合計は漁船漁業者数合計より多い
-------------------	--

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

当プランで対象とする宮城県北部地区は、気仙沼市及び南三陸町から成り、沿岸部は湾が入り組み複雑な地形を有するリアス式海岸を呈しており、沖合では親潮と黒潮がぶつかる世界屈指的好漁場が形成されている。

そのため、古くから漁業が盛んに営まれており、大小多数の漁港が所在している。中でも、カツオやサンマ水揚で全国屈指の地方卸売市場気仙沼市魚市場（以下、「気仙沼魚市場」という。）を抱える気仙沼漁港やタコやサケ水揚で有名な南三陸町地方卸売市場（以下、「志津川魚市場」という。）を抱える志津川漁港については、その後背地に多くの水産加工関連施設が集積され、漁業及びその関連産業が地域の基幹産業となっている。

また、当地域は、プランの対象としている漁船漁業において季節毎に多種多様な魚種を対象に様々な漁法で漁獲を行ない、また、カキ・ワカメ・ホタテ・ギンザケ・ホヤなど多岐にわたる養殖業も盛んに営まれるなど、全国でも有数の漁業・養殖業の生産地である。

しかしながら、平成23年3月の東日本大震災により、地区内の漁港や関連施設、漁船、漁具などの大半が流失・損壊したことから、国・県の各種支援事業を活用し復旧に努め、平成30年

3月末までには、漁船等の復旧はすべて終了している。

一方、魚市場や冷凍冷蔵施設、加工施設などによる加工流通機能の回復も進んではいるものの、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故によって、クロダイの出荷規制や風評被害による販路の縮小・喪失など、販売面および操業面の両方において未だ影響が残っている。

さらに、燃油・資材等の価格高騰による漁業経費の増大や乗組員不足など、漁業経営を取り巻く環境は大変厳しい。また、近年、秋漁の主力となるサケの回帰状況が不安定で年毎の漁獲量変動が大きいことから、より効率的な増殖事業を実施する必要がある。

(2) その他の関連する現状等

震災により土地や住宅などの生産基盤を失い浜を離れ、結果として漁業再開を断念した漁業者多数いること、厳しい経営状況や労働環境によって後継者が育たず高齢化が深刻化していること等により、漁業・漁村の活力が失われつつある。漁業再開者の為の対策や後継者の確保・育成を図り、漁村地域の活性化を図る必要がある。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

今期の浜の活力再生プランは、前期プランの基本方針を基調としつつ、以下の取り組みを実施する。

1. 地域漁業の復興対策及び魚価向上対策

資源管理と魚価向上対策は、継続して取り組むことが最も重要である。このため前期プランに引き続き（1）効率的な操業体制を構築し、資源の持続的な利用を図るとともに、サケ来遊資源が低迷し、水揚量減少の一因となっていることから、宮城県さけます増殖振興プランに基づいてサケ種苗の海中飼育放流を推進し、回帰率の向上を図る。また、（2）付加価値向上対策として、鮮度保持等の取組を引き続き行う。

（3）販売活動の推進として、地域販売所の利用や「みやぎ水産の日」に合わせた漁協販促イベント・地域イベント等を活用し、知名度向上・需要拡大の推進を行う。加えて、十分な放射能対策の実施及び県内外に対する信頼性確保に向けたPR活動による宮城の水産物のイメージアップに取り組む。

（4）復旧した漁港施設等の適切な維持管理を行う。

2. 漁業者育成・担い手対策の推進

前期プランに引き続き（1）漁家後継者育成及び（2）新規漁業就業者確保育成の取組を継続する。

3. 漁業経営の基盤強化対策

前期プランに引き続き、着実に省エネ機器等の導入および操業コストの低減化を図る。

（3）漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

次の措置に取り組むことにより、漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保が確保される。

①宮城県漁業調整規則による操業期間、操業区域、操業時間、漁獲サイズ、漁具等規制の遵守徹底

②宮城県海区漁業調整委員会指示による秋さけ固定式刺網漁業・まだら固定式刺網漁業等の制限等、定置漁業の保護区域の設定に基づく適正操業の実践

③共同漁業権行使規則による操業期間、操業区域、漁具、漁法等の規制措置に基づく適正行使

④資源管理計画の遵守による漁業資源の維持管理（刺網漁業・小型底曳網漁業：ヒラメ・マコガレイ資源管理計画、定置漁業資源管理計画、火光利用敷網漁業：イカナゴ資源管理計画他）

（4）具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1年目（平成31年度）所得5.8%向上

漁業収入向上のための取組	<p>1. 復興の推進</p> <p>「宮城県震災復興計画」において、平成30年度～32年度が「発展期」に当たり、本計画の下で策定された同期間にかかる宮城県の「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成26年度～32年度）とも連携をとりつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取組を行なうことで、漁船漁業の復興・更なる発展を目指す。</p> <p>（1）効率的な操業体制の構築</p> <p>①資源の持続安定利用</p> <p>各漁業種類において、以下の取組により、漁業資源の持続安定化を図りつつ利用することで、漁業収入の維持・向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 火光利用敷網漁業 <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく「火光利用敷網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1隻1日当たりのコウナゴ漁獲量の上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。 ii) おきあみ1そうびき機船船びき網漁業・すくい網漁業 <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく「おきあみ1そうびき機船船びき網漁業に係わる自主調整方針」及び「おきあみすくい網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下でツノナシオキアミの年間総漁獲量・操業期間・1隻1日当たりの漁獲量上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。 iii) いかつり漁業 <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく、「いかつり漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1隻1日当たりの漁獲量の上限を定めるとともに、漁獲したスルメイカの魚体損傷を最小限に留めるべく、漁獲物を船上で箱詰し、これを規格毎（1箱・5kg当たり尾数で分類：15～50尾入、20尾入中心）に行なうことを徹底することで高付加価値化を図り、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。 iv) さより機船船びき網漁業 <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく、「さより機船船びき網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁
--------------	--

	<p>獲量データに基づき、漁協の管理の下で 1ヶ統 1日当たりのサヨリ漁獲量上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>v) 刺網漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> タラ刺網漁業者は、沖合での操業時間を定めることにより、沖合底曳網漁船との協調操業体制を引き続き継続し、漁獲量の向上・安定化を図る。併せて、網入れ時間を短縮することにより、漁獲するマダラの鮮度を保持し高付加価値化を図ることにより、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。 <p>i) ~v) の取組内容は、各漁業者が自主的に取り組むものであり、宮城県漁業協同組合の宮城県小型漁船漁業部会の各委員会で漁期前に協議・確認の上、実施する。</p> <p>② 安定的な操業体制の構築</p> <p>秋漁の主力のひとつであるサケについては、近年、全国的に来遊状況が低迷しており、漁業者とふ化場関係者が協力し、健苗性の高い種苗の放流を実現するため、海中飼育の実施を推進する。北部地区においては放流尾数 2,500 万尾以上を維持した上で、海中飼育放流実施割合を高めることにより、サケ親魚回帰の安定化及び増大を図るとともに、漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>また、少なくとも平成 37 年度までは震災の影響による放流尾数減少の影響が続き、来遊数が低迷する可能性が高いことから、定置網漁業者、刺網漁業者は当該漁期の漁獲状況を踏まえ、必要に応じて網揚げ協力を実施することにより、河川遡上の増大を促し、放流事業の安定化を図る。</p> <p>(2) 付加価値向上対策の推進</p> <p>市町及び漁業者は、復旧整備した気仙沼市魚市場・志津川魚市場を流通拠点として、必要な基盤強化対策を講じつつ高度衛生管理に関する取組を推進し、漁獲物の付加価値向上を図る。このため市町は、研修会の開催等により、衛生管理や鮮度管理の維持のための各種作業ルールや魚市場内の動線を周知し、漁業者はこれを遵守する。また、気仙沼市魚市場及び志津川魚市場で鮮度保持のために整備された新施設を活用し、施氷による低温管理の徹底と併せて漁獲物の一層の高鮮度化を図る。</p> <p>(3) 販売活動の推進</p> <p>全漁業者及び漁協や市・町は、気仙沼「海の市」等の地域販売所における水産物の販売を推進するとともに、「みやぎ水産の日」に合わせて行なう漁協販</p>
--	--

	<p>促イベント及び地域イベント「気仙沼市産業まつり」や「おしばでまつり福興市」等の各福興市（志津川地区）等において地域水産物のPRを積極的に推進し、知名度向上・需要拡大を図る。</p> <p>併せて、県及び市町と連携して十分な放射能対策を実施し、県内外へ安全性を確保していることの周知に努める。</p> <p>(4) 漁港施設等の適切な維持管理</p> <p>市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。</p> <p>2. 漁業者育成・担い手対策の推進</p> <p>(1) 漁協は、漁家後継者候補等に対し、少子高齢化や漁業就業者の減少の中であっても水揚が確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記等について必要な知識・技術の習得に向けた研修を行ない、若年漁業者の資質向上を図る。</p> <p>(2) 漁協と市町は、県と連携しながら、各種就職相談会などを活用して新規漁業就業希望者を広く募集し、地域漁業に関する知識や漁労技術などの習得に向けた実地研修を行うとともに、観光業界等と連携し体験漁業等を実施する。</p> <p>これらの取組により、基準年より0.5%の漁業収入向上が見込まれる。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>(3) さんま棒受網漁業者は、LED集魚灯を積極的に導入する（既設置船は更なる換装を進める）ことにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. おきあみ1 そうびき機船船びき網漁業者及びすくい網漁業者は、漁海況をもとに関係漁業者で協議して操業開始日を決定することで、漁に適した時期に効率的に操業を行い、漁業コスト削減を図る。</p> <p>3. いかつり漁業者は、昼釣り可能な岩手県以北の海域での操業を行なうことにより、漁業コスト削減を図る。</p>

	<p>また、その他漁業種類においても、漁業者は、漁協とともにコスト削減策を検討・実施する。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.4%以上の漁業コスト削減が見込まれる。</p>
活用する支援措置等	水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、水産流通基盤整備事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県）

2年目（平成32年度）所得7.0%向上

漁業収入向上のための取組	<p>1. 復興の推進</p> <p>「宮城県震災復興計画」において、平成30年度～32年度が「発展期」に当たり、本計画の下で策定された同期間にかかる宮城県の「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成26年度～32年度）とも連携をとりつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取組を行なうことで、漁船漁業の復興・更なる発展を目指す。</p> <p>（1）効率的な操業体制の構築</p> <p>①資源の持続安定利用</p> <p>各漁業種類において、以下の取組により、漁業資源の持続安定化を図りつつ利用することで、漁業収入の維持・向上を図る。</p> <p>i) 火光利用敷網漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく「火光利用敷網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1隻1日当たりのコウナゴ漁獲量の上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。 <p>ii) おきあみ1そうびき機船船びき網漁業・すくい網漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく「おきあみ1そうびき機船船びき網漁業に係わる自主調整方針」及び「おきあみすくい網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下でツノナシオキアミの年間総漁獲量・操業期間・
--------------	--

	<p>1隻1日当たりの漁獲量上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>iii) いかつり漁業</p> <p>・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく、「いかつり漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1隻1日当たりの漁獲量の上限を定めるとともに、漁獲したスルメイカの魚体損傷を最小限に留めるべく、漁獲物を船上で箱詰し、これを規格毎（1箱・5kg当たり尾数で分類：15～50尾入、20尾入中心）に行なうことを徹底することで高付加価値化を図り、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>iv) さより機船船びき網漁業</p> <p>・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく、「さより機船船びき網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1ヶ統1日当たりのサヨリ漁獲量上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>v) 刺網漁業</p> <p>・タラ刺網漁業者は、沖合での操業時間を定めることにより、沖合底曳網漁船との協調操業体制を引き続き継続し、漁獲量の向上・安定化を図る。併せて、網入れ時間を短縮することにより、漁獲するマダラの鮮度を保持し高付加価値化を図ることにより、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>i)～v)の取組内容は、各漁業者が自主的に取り組むものであり、宮城県漁業協同組合の宮城県小型漁船漁業部会の各委員会で漁期前に協議・確認の上、実施する。</p> <p>②安定的な操業体制の構築</p> <p>秋漁の主力のひとつであるサケについては、近年、全国的に来遊状況が低迷しており、漁業者とふ化場関係者が協力し、健苗性の高い種苗の放流を実現するため、海中飼育の実施を推進する。北部地区においては放流尾数2,500万尾以上を維持した上で、海中飼育放流実施割合を高めることにより、サケ親魚回帰の安定化及び増大を図るとともに、漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>また、少なくとも平成37年度までは震災の影響による放流尾数減少の影響が続き、来遊数が低迷する可能性が高いことから、定置網漁業者、刺網漁業者は当該漁期の漁獲状況を踏まえ、必要に応じて網揚げ協力を実施することにより、河川遡上の増大を促し、放流事業の安定化を図る。</p>
--	--

	<p>(2) 付加価値向上対策の推進</p> <p>市町及び漁業者は、復旧整備した気仙沼市魚市場・志津川魚市場を流通拠点として、必要な基盤強化対策を講じつつ高度衛生管理に関する取組を推進し、漁獲物の付加価値向上を図る。このため市町は、研修会の開催等により、衛生管理や鮮度管理の維持のための各種作業ルールや魚市場内の動線を周知し、漁業者はこれを遵守する。また、気仙沼市魚市場及び志津川魚市場で鮮度保持のために整備された新施設を活用し、施氷による低温管理の徹底と併せて漁獲物の一層の高鮮度化を図る。</p> <p>(3) 販売活動の推進</p> <p>全漁業者及び漁協や市・町は、気仙沼「海の市」等の地域販売所における水産物の販売を推進するとともに、「みやぎ水産の日」に合わせて行なう漁協販促イベント及び地域イベント「気仙沼市産業まつり」や「おしばでまつり福興市」等の各福興市（志津川地区）等において地域水産物のPRを積極的に推進し、知名度向上・需要拡大を図る。</p> <p>併せて、県及び市町と連携して十分な放射能対策を実施し、県内外へ安全性を確保していることの周知に努める。</p> <p>(4) 漁港施設等の適切な維持管理</p> <p>市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。</p> <h2>2. 漁業者育成・担い手対策の推進</h2> <p>(1) 漁協は、漁家後継者候補等に対し、少子高齢化や漁業就業者の減少の中にはあっても水揚が確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記等について必要な知識・技術の習得に向けた研修を行ない、若年漁業者の資質向上を図る。</p> <p>(2) 漁協と市町は、県と連携しながら、各種就職相談会などを活用して新規漁業就業希望者を広く募集し、地域漁業に関する知識や漁労技術などの習得に向けた実地研修を行うとともに、観光業界等と連携し体験漁業等を実施する。</p> <p>これらの取組により、基準年より0.8%の漁業収入向上が見込まれる。</p>
--	---

漁業コスト削減のための取組	<p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>(3) さんま棒受網漁業者は、LED集魚灯を積極的に導入する（既設置船は更なる換装を進める）ことにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. おきあみ1そうびき機船船びき網漁業者及びすくい網漁業者は、漁海況をもとに関係漁業者で協議して操業開始日を決定することで、漁に適した時期に効率的に操業を行い、漁業コスト削減を図る。</p> <p>3. いかつり漁業者は、昼釣り可能な岩手県以北の海域での操業を行なうことにより、漁業コスト削減を図る。</p> <p>また、その他漁業種類においても、漁業者は、漁協とともにコスト削減策を検討・実施する。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.4%以上の漁業コスト削減が見込まれる。</p>
活用する支援措置等	水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、水産流通基盤整備事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県）

3年目（平成33年度）所得8.2%向上

漁業収入向上のための取組	<p>1. 復興の推進</p> <p>全漁業者及び漁協や市・町は以下の取組を行なうことで、漁船漁業の復興・更なる発展を目指す。</p> <p>(1) 効率的な操業体制の構築</p> <p>①資源の持続安定利用</p> <p>各漁業種類において、以下の取組により、漁業資源の持続安定化を図りつつ利用することで、漁業収入の維持・向上を図る。</p>
--------------	--

	<p>i) 火光利用敷網漁業</p> <p>・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく「火光利用敷網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1隻1日当たりのコウナゴ漁獲量の上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>ii) おきあみ1そうびき機船船びき網漁業・すくい網漁業</p> <p>・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく「おきあみ1そうびき機船船びき網漁業に係わる自主調整方針」及び「おきあみすくい網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下でツノナシオキアミの年間総漁獲量・操業期間・1隻1日当たりの漁獲量上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>iii) いかつり漁業</p> <p>・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく、「いかつり漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1隻1日当たりの漁獲量の上限を定めるとともに、漁獲したスルメイカの魚体損傷を最小限に留めるべく、漁獲物を船上で箱詰し、これを規格毎（1箱・5kg当たり尾数で分類：15～50尾入、20尾入中心）に行なうことを徹底することで高付加価値化を図り、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>iv) さより機船船びき網漁業</p> <p>・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく、「さより機船船びき網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1ヶ統1日当たりのサヨリ漁獲量上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>v) 刺網漁業</p> <p>・タラ刺網漁業者は、沖合での操業時間を定めることにより、沖合底曳網漁船との協調操業体制を引き続き継続し、漁獲量の向上・安定化を図る。併せて、網入れ時間を短縮することにより、漁獲するマダラの鮮度を保持し高付加価値化を図ることにより、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>i) ~ v) の取組内容は、各漁業者が自主的に取り組むものであり、宮城県漁業協同組合の宮城県小型漁船漁業部会の各委員会で漁期前に協議・確認の上、実施する。</p>
--	---

	<p>②安定的な操業体制の構築</p> <p>秋漁の主力のひとつであるサケについては、近年、全国的に来遊状況が低迷しており、漁業者とふ化場関係者が協力し、健苗性の高い種苗の放流を実現するため、海中飼育の実施を推進する。北部地区においては放流尾数2,500万尾以上を維持した上で、海中飼育放流実施割合を高めることにより、サケ親魚回帰の安定化及び増大を図るとともに、漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>また、少なくとも平成37年度までは震災の影響による放流尾数減少の影響が続き、来遊数が低迷する可能性が高いことから、定置網漁業者、刺網漁業者は当該漁期の漁獲状況を踏まえ、必要に応じて網揚げ協力を実施することにより、河川遡上の増大を促し、放流事業の安定化を図る。</p> <p>(2) 付加価値向上対策の推進</p> <p>市町及び漁業者は、復旧整備した気仙沼市魚市場・志津川魚市場を流通拠点として、必要な基盤強化対策を講じつつ高度衛生管理に関する取組を推進し、漁獲物の付加価値向上を図る。このため市町は、研修会の開催等により、衛生管理や鮮度管理の維持のための各種作業ルールや魚市場内の動線を周知し、漁業者はこれを遵守する。また、気仙沼市魚市場及び志津川魚市場で鮮度保持のために整備された新施設を活用し、施氷による低温管理の徹底と併せて漁獲物の一層の高鮮度化を図る。</p> <p>(3) 販売活動の推進</p> <p>全漁業者及び漁協や市・町は、気仙沼「海の市」等の地域販売所における水産物の販売を推進するとともに、「みやぎ水産の日」に合わせて行なう漁協販促イベント及び地域イベント「気仙沼市産業まつり」や「おしばでまつり福興市」等の各福興市（志津川地区）等において地域水産物のPRを積極的に推進し、知名度向上・需要拡大を図る。</p> <p>併せて、県及び市町と連携して十分な放射能対策を実施し、県内外へ安全性を確保していることの周知に努める。</p> <p>(4) 漁港施設等の適切な維持管理</p> <p>市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。</p> <p>2. 漁業者育成・担い手対策の推進</p> <p>(1) 漁協は、漁家後継者候補等に対し、少子高齢化や漁業就業者の減少の</p>
--	---

	<p>中にはあっても水揚が確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記等について必要な知識・技術の習得に向けた研修を行ない、若年漁業者の資質向上を図る。</p> <p>(2) 漁協と市町は、県と連携しながら、各種就職相談会などを活用して新規漁業就業希望者を広く募集し、地域漁業に関する知識や漁労技術などの習得に向けた実地研修を行うとともに、観光業界等と連携し体験漁業等を実施する。</p> <p>これらの取組により、基準年より1. 1%の漁業収入向上が見込まれる。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>(3) さんま棒受網漁業者は、LED集魚灯を積極的に導入する（既設置船は更なる換装を進める）ことにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. おきあみ1そうびき機船船びき網漁業者及びすくい網漁業者は、漁海況をもとに関係漁業者で協議して操業開始日を決定することで、漁に適した時期に効率的に操業を行い、漁業コスト削減を図る。</p> <p>3. いかつり漁業者は、昼釣り可能な岩手県以北の海域での操業を行なうことにより、漁業コスト削減を図る。</p> <p>また、その他漁業種類においても、漁業者は、漁協とともにコスト削減策を検討・実施する。</p> <p>これらの取組により、基準年より1. 4%以上の漁業コスト削減が見込まれる。</p>
活用する支援措置等	水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、水産流通基盤整備事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県）

4年目（平成34年度）所得9.4%向上

漁業収入向上のための取組	<p>1. 復興の推進</p> <p>全漁業者及び漁協や市・町は以下の取組を行なうことで、漁船漁業の復興・更なる発展を目指す。</p> <p>(1) 効率的な操業体制の構築</p> <p>①資源の持続安定利用</p> <p>各漁業種類において、以下の取組により、漁業資源の持続安定化を図りつつ利用することで、漁業収入の維持・向上を図る。</p> <p>i) 火光利用敷網漁業</p> <p>・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく「火光利用敷網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1隻1日当たりのコウナゴ漁獲量の上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>ii) おきあみ1そうびき機船船びき網漁業・すくい網漁業</p> <p>・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく「おきあみ1そうびき機船船びき網漁業に係わる自主調整方針」及び「おきあみすくい網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下でツノナシオキアミの年間総漁獲量・操業期間・1隻1日当たりの漁獲量上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>iii) いかつり漁業</p> <p>・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく、「いかつり漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1隻1日当たりの漁獲量の上限を定めるとともに、漁獲したスルメイカの魚体損傷を最小限に留めるべく、漁獲物を船上で箱詰し、これを規格毎（1箱・5kg当たり尾数で分類：15～50尾入、20尾入中心）に行なうことを徹底することで高付加価値化を図り、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>iv) さより機船船びき網漁業</p> <p>・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく、「さより機船船びき網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1ヶ統1日当たりのサヨリ漁獲量上</p>
--------------	--

	<p>限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>v) 刺網漁業</p> <p>・タラ刺網漁業者は、沖合での操業時間を定めることにより、沖合底曳網漁船との協調操業体制を引き続き継続し、漁獲量の向上・安定化を図る。併せて、網入れ時間を短縮することにより、漁獲するマダラの鮮度を保持し高付加価値化を図ることにより、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>i) ~v) の取組内容は、各漁業者が自主的に取り組むものであり、宮城県漁業協同組合の宮城県小型漁船漁業部会の各委員会で漁期前に協議・確認の上、実施する。</p> <p>②安定的な操業体制の構築</p> <p>秋漁の主力のひとつであるサケについては、近年、全国的に来遊状況が低迷しており、漁業者とふ化場関係者が協力し、健苗性の高い種苗の放流を実現するため、海中飼育の実施を推進する。北部地区においては放流尾数2,500万尾以上を維持した上で、海中飼育放流実施割合を高めることにより、サケ親魚回帰の安定化及び増大を図るとともに、漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>また、少なくとも平成37年度までは震災の影響による放流尾数減少の影響が続き、来遊数が低迷する可能性が高いことから、定置網漁業者、刺網漁業者は当該漁期の漁獲状況を踏まえ、必要に応じて網揚げ協力を実施することにより、河川遡上の増大を促し、放流事業の安定化を図る。</p> <p>(2) 付加価値向上対策の推進</p> <p>市町及び漁業者は、復旧整備した気仙沼市魚市場・志津川魚市場を流通拠点として、必要な基盤強化対策を講じつつ高度衛生管理に関する取組を推進し、漁獲物の付加価値向上を図る。このため市町は、研修会の開催等により、衛生管理や鮮度管理の維持のための各種作業ルールや魚市場内の動線を周知し、漁業者はこれを遵守する。また、気仙沼市魚市場及び志津川魚市場で鮮度保持のために整備された新施設を活用し、施氷による低温管理の徹底と併せて漁獲物の一層の高鮮度化を図る。</p> <p>(3) 販売活動の推進</p> <p>全漁業者及び漁協や市・町は、気仙沼「海の市」等の地域販売所における水産物の販売を推進するとともに、「みやぎ水産の日」に合わせて行なう漁協販促イベント及び地域イベント「気仙沼市産業まつり」や「おしばでまつり福興</p>
--	---

	<p>市」等の各福島市（志津川地区）等において地域水産物のPRを積極的に推進し、知名度向上・需要拡大を図る。</p> <p>併せて、県及び市町と連携して十分な放射能対策を実施し、県内外へ安全性を確保していることの周知に努める。</p> <p>（4）漁港施設等の適切な維持管理</p> <p>市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。</p> <p>2. 漁業者育成・担い手対策の推進</p> <p>（1）漁協は、漁家後継者候補等に対し、少子高齢化や漁業就業者の減少の中であっても水揚が確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記等について必要な知識・技術の習得に向けた研修を行ない、若年漁業者の資質向上を図る。</p> <p>（2）漁協と市町は、県と連携しながら、各種就職相談会などを活用して新規漁業就業希望者を広く募集し、地域漁業に関する知識や漁労技術などの習得に向けた実地研修を行うとともに、観光業界等と連携し体験漁業等を実施する。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.4%の漁業収入向上が見込まれる。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>（1）全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>（2）全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>（3）さんま棒受網漁業者は、LED集魚灯を積極的に導入する（既設置船は更なる換装を進める）ことにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. おきあみ1そうびき機船船びき網漁業者及びすくい網漁業者は、漁海況をもとに関係漁業者で協議して操業開始日を決定することで、漁に適した時期に効率的に操業を行い、漁業コスト削減を図る。</p> <p>3. いかつり漁業者は、昼釣り可能な岩手県以北の海域での操業を行なうことにより、漁業コスト削減を図る。</p>

	<p>また、その他漁業種類においても、漁業者は、漁協とともにコスト削減策を検討・実施する。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.4%以上の漁業コスト削減が見込まれる。</p>
活用する支援措置等	<p>水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、水産流通基盤整備事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県）</p>

5年目（平成35年度）所得10.5%向上

漁業収入向上のための取組	<p>1. 復興の推進</p> <p>全漁業者及び漁協や市・町は以下の取組を行なうことで、漁船漁業の復興・更なる発展を目指す。</p> <p>(1) 効率的な操業体制の構築</p> <p>①資源の持続安定利用</p> <p>各漁業種類において、以下の取組により、漁業資源の持続安定化を図りつつ利用することで、漁業収入の維持・向上を図る。</p> <p>i) 火光利用敷網漁業</p> <p>・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく「火光利用敷網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1隻1日当たりのコウナゴ漁獲量の上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>ii) おきあみ1そうびき機船船びき網漁業・すくい網漁業</p> <p>・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく「おきあみ1そうびき機船船びき網漁業に係わる自主調整方針」及び「おきあみすくい網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下でツノナシオキアミの年間総漁獲量・操業期間・1隻1日当たりの漁獲量上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>iii) いかつり漁業</p> <p>・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく、「いかつり漁業に係</p>
--------------	---

	<p>わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1隻1日当たりの漁獲量の上限を定めるとともに、漁獲したスルメイカの魚体損傷を最小限に留めるべく、漁獲物を船上で箱詰し、これを規格毎（1箱・5kg当たり尾数で分類：15～50尾入、20尾入中心）に行なうことを徹底することで高付加価値化を図り、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>iv) さより機船船びき網漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく、「さより機船船びき網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1ヶ統1日当たりのサヨリ漁獲量上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。 <p>v) 刺網漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タラ刺網漁業者は、沖合での操業時間を定めることにより、沖合底曳網漁船との協調操業体制を引き続き継続し、漁獲量の向上・安定化を図る。併せて、網入れ時間を短縮することにより、漁獲するマダラの鮮度を保持し高付加価値化を図ることにより、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。 <p>i)～v)の取組内容は、各漁業者が自主的に取り組むものであり、宮城県漁業協同組合の宮城県小型漁船漁業部会の各委員会で漁期前に協議・確認の上、実施する。</p> <p>②安定的な操業体制の構築</p> <p>秋漁の主力のひとつであるサケについては、近年、全国的に来遊状況が低迷しており、漁業者とふ化場関係者が協力し、健苗性の高い種苗の放流を実現するため、海中飼育の実施を推進する。北部地区においては放流尾数2,500万尾以上を維持した上で、海中飼育放流実施割合を高めることにより、サケ親魚回帰の安定化及び増大を図るとともに、漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>また、少なくとも平成37年度までは震災の影響による放流尾数減少の影響が続き、来遊数が低迷する可能性が高いことから、定置網漁業者、刺網漁業者は当該漁期の漁獲状況を踏まえ、必要に応じて網揚げ協力を実施することにより、河川遡上の増大を促し、放流事業の安定化を図る。</p> <p>(2) 付加価値向上対策の推進</p> <p>市町及び漁業者は、復旧整備した気仙沼市魚市場・志津川魚市場を流通拠点として、必要な基盤強化対策を講じつつ高度衛生管理に関する取組を</p>
--	--

	<p>推進し、漁獲物の付加価値向上を図る。このため市町は、研修会の開催等により、衛生管理や鮮度管理の維持のための各種作業ルールや魚市場内の動線を周知し、漁業者はこれを遵守する。また、気仙沼市魚市場及び志津川魚市場で鮮度保持のために整備された新施設を活用し、施氷による低温管理の徹底と併せて漁獲物の一層の高鮮度化を図る。</p> <p>(3) 販売活動の推進</p> <p>全漁業者及び漁協や市・町は、気仙沼「海の市」等の地域販売所における水産物の販売を推進するとともに、「みやぎ水産の日」に合わせて行なう漁協販促イベント及び地域イベント「気仙沼市産業まつり」や「おしばでまつり福興市」等の各福興市（志津川地区）等において地域水産物のPRを積極的に推進し、知名度向上・需要拡大を図る。</p> <p>併せて、県及び市町と連携して十分な放射能対策を実施し、県内外へ安全性を確保していることの周知に努める。</p> <p>(4) 漁港施設等の適切な維持管理</p> <p>市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。</p> <p>2. 漁業者育成・担い手対策の推進</p> <p>(1) 漁協は、漁家後継者候補等に対し、少子高齢化や漁業就業者の減少の中にあっても水揚が確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記等について必要な知識・技術の習得に向けた研修を行ない、若年漁業者の資質向上を図る。</p> <p>(2) 漁協と市町は、県と連携しながら、各種就職相談会などを活用して新規漁業就業希望者を広く募集し、地域漁業に関する知識や漁労技術などの習得に向けた実地研修を行うとともに、観光業界等と連携し体験漁業等を実施する。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.7%の漁業収入向上が見込まれる。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p>

	<p>(3) さんま棒受網漁業者は、LED集魚灯を積極的に導入する（既設置船は更なる換装を進める）ことにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. おきあみ1そうびき機船船びき網漁業者及びすくい網漁業者は、漁海況をもとに関係漁業者で協議して操業開始日を決定することで、漁に適した時期に効率的に操業を行い、漁業コスト削減を図る。</p> <p>3. いかつり漁業者は、昼釣り可能な岩手県以北の海域での操業を行なうことにより、漁業コスト削減を図る。</p> <p>また、その他漁業種類においても、漁業者は、漁協とともにコスト削減策を検討・実施する。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.4%以上の漁業コスト削減が見込まれる。</p>
活用する支援措 置等	水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、水産流通基盤整備事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県）

（5）関係機関との連携

プランの取組を確実に実施し、効果が最大限に発揮できるよう、水産庁、宮城県（水産担当部署・地方出先機関・試験研究機関）、関係市町、宮城県水産業経営支援協議会、宮城県漁業共済組合、その他地元研究機関等より指導協力を仰ぐこととする。

4 目標

（1）所得目標

漁業所得の向上 10.5%以上	基準年	平成30年度：漁業所得
	目標年	平成35年度：漁業所得

（2）上記の算出方法及びその妥当性

別添資料参照

(3) 所得目標以外の成果目標

いかつり漁業の船上箱詰作業に伴う収入向上 4.2%以上	基準年	平成30年度（H25～H29の5中3平均） ： 漁業収入 千円
	目標年	平成35年度： 漁業収入 千円

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

- ・いかつり漁業は、箱詰可能な1割相当に基準年単価を1.5倍にて箱代経費を差し引いて試算。
(漁業者より箱詰可能な割合、相場を聞き取り)

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
水産業共同利用施設復旧整備事業	東日本大震災により被災した流通・加工施設等の整備等。
漁業者保証円滑化対策事業	漁業経営改善のための取り組みに活用する。
浜の活力再生・成長促進交付金 (水産業強化支援事業)	鮮度保持施設等の漁業経営構造の改善に資する共同利用施設等の整備のために活用する。
漁業人財育成総合支援事業	担い手確保にかかる取り組みの推進のために活用する。
水産物供給基盤機能保全事業	安定した生産基盤確保のための漁港施設機能の維持保全のための取り組みに活用する。

漁港施設機能強化事業	安定した生産基盤確保のための漁港施設の機能強化にかかる取り組みに活用する。
水産流通基盤整備事業	水産物の衛生管理・安定供給・付加価値向上のための基盤強化対策にかかる取り組みに活用する。
農山漁村地域整備交付金	漁港の整備により効率的で安全な漁業活動を確保するために活用する。
漁業経営セーフティーネット構築事業	燃油価格高騰時における燃油コスト削減の一助としての底支えに活用する。
みやぎの「食」ブランド復興支援事業	P R活動実施のため活用する。

※関連事業には、活用を予定している国（水産庁以外を含む）、地方公共団体等の補助金・基金等を記載。ただし、本欄への記載をもって、事業の活用を確約するものではない。

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性」のみ記載する。